

<公益財団法人東京 YMCA キャンプ条件通知書>

ここに記載のない事項は当法人の標準旅行業約款によります。

■キャンプ参加費に含まれるもの

- ① 日程に明示した運送機関の運賃・料金（普通席）
- ② 日程に明示した宿泊の代金及び税・サービス料、食事の代金及び税、サービス料、観光の代金（入場料金・ガイド料金）、傷害保険料
- ③ 引率サービス代金

※上記サービスを参加者のご都合により、一部利用されなくても原則として払戻しはいたしません。

■キャンプ参加費に含まれないもの

前項の他はキャンプ参加費に含まれません。その一部を例示します。

- ① 長期キャンプ等におけるお土産代・スキーキャンプにおけるリフト代、レンタル用品代等
- ② ご自宅から発着地までの交通費宿泊費

■お申込み条件

- ① プログラムの活動や集団行動において、特別な配慮が必要と思われるアレルギー（エビペン所持を含む）などの疾病や疾患、心身の障がい、行動があり、申込み前に当法人に相談がなく、かつプログラムへの参加が困難であると認められる場合は、お申込みをお断りさせていただく場合があります。ただし障がいや疾病のある方など、特定の対象者のキャンプは、各募集要項に記載された条件および申込方法をご確認ください。
- ② プログラムの趣旨にそぐわない行為、又は他の参加者に迷惑をかける悪質な行為を繰り返すおそれがある場合は、お申込みをお断りさせていただく場合があります。特別な配慮が必要な場合、申込み前にご相談いただいた後、申込書内特記事項にもご記入ください。

■お申込み方法と契約の成立・キャンプ参加費のお支払い。

- ① お申込み方法は、予約専用 web サイト「e-YMCA」からの web 予約または電話予約となります。
- ② 予約日を含む 7 日以内に、申込金の支払い及び申込書・原簿・保険証のコピーを提出していただきます。申込金は参加費の一部とします。
- ③ お申込みには所定の申込書（保護者自筆）の提出と申込金のお支払いが必要です。契約は当法人が申込みを承諾し、かつ、申込金を受理した時に成立します。なお、予約日を含む 7 日以内に参加費（申込金）入金の確認ができない場合、予約が取り消しとなる場合があります。
- ④ ②の申込金の額は次表のとおりです。

参加費（お一人様）	申込金
30,000 円未満	6,600 円
30,000 円以上 50,000 円未満	11,000 円
50,000 円以上	22,000 円

- ⑤ 参加費は、キャンプ開始日の前日から起算してさかのぼって 14 日前までに全額をお支払いいただきます。

■保護者用ハンドブック（最終日程表）

確定した運送・宿泊機関名等が記載された保護者用ハンドブック〔最終日程表（確定書面）〕はキャンプ開始日の前日から起算してさかのぼって 6 日目に当たる日までに交付します。ただし、キャンプ開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目に当たる日以降にお申込みがあった場合はキャンプ開始日前日に交付することがあります。なお、期日前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

■キャンプ契約内容・参加費の変更

- ① 当法人は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当法人の関与し得ない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。また、その変更に伴いキャンプ参加費を変更することもあります。
- ② 著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は、キャンプ参加費を変更することがあります。増額する場合は、キャンプ開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目に当たる日より前に通知します。減額する場合は運賃・料金の減少額だけキャンプ参加費を減額します。なお、払戻すべき金額が生じる場合は、契約書面に記載したキャンプ終了日の翌日から起算して 30 日以内に払戻しいたします。

■取消料（参加者によるキャンプ契約の解除）

- ① 参加者は、いつでも規定の取消料を支払って、キャンプ契約を解除することができます。ただし、解除のご連絡は各キャンプ担当センターにて電話（受付時間内営業時間内のみ）またはメールでお受けいたします。
- ② 取消料は、契約成立後、参加者のご都合により契約を解除する場合、代金に対して参加者お 1 人様につき、次に定める取消料を頂きます。
- ③ 次の場合は、取消料はいただきません。
 - (a) 契約内容に重要な変更があったとき。

- (b) 著しい経済情勢の変化等による運送機関の運賃・料金によって旅行代金が増額されたとき。
 - (c) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合、キャンプの安全かつ円滑な旅行の実施が不可能となり又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - (d) 当法人が保護者用ハンドブック〔最終日程表（確定書面）〕をキャンプ開始日の前日から起算してさかのぼって 6 日目に当たる日までに交付しなかったとき。
 - (e) 当法人の責に帰すべき事由により当初の日程どおりのキャンプの実施が不可能になったとき。
- ④ 参加費及び取消料等を精算した結果、返金が生じる場合は、振込手数料を差し引いて返金いたします。

取消日(解除日)		取消料(お 1 人様)
キャンプ開始日の前日から起算してさかのぼって	(a) 21 日前まで (デイキャンプは 11 日前まで)	無料
	(b) 20 日～8 日前まで (デイキャンプは 10 日～8 日前まで)	参加費の 20%
	(c) 7 日～2 日前まで	参加費の 30%
(d) キャンプ開始日前日		参加費の 40%
(e) キャンプ開始日当日 (f を除く)		参加費の 50%
(f) キャンプ開始後又は無連絡不参加		参加費の 100%

※デイキャンプとは、宿泊を行わないキャンプのことをいいます。

■当法人によるキャンプ契約の解除

次の場合、当法人は契約を解除する場合があります。参加者の代金の不払い、申込条件の不適合、病気、団体行動への支障、当法人の関与し得ない事由によりキャンプの円滑な実施が不可能な時等。

■最少催行人員

参加者が、定員の 50% 未満の場合はキャンプを中止することがあります。

■スケジュール管理等

当法人は安全で円滑なキャンプの実施の確保に努めます。参加者はキャンプ中、当法人の指示に従っていただきます。

■当法人の責任

当法人は、当法人が故意又は過失により参加者に損害を与えたときはその損害を賠償いたします。

■参加者の責任

当法人は参加者の故意又は過失により当法人が損害を被ったときは、損害の賠償を申受けます。

■特別補償

当法人は、当法人の責任が生ずるか否かを問わず、約款別紙の特別補償規程で定めるところにより、参加者がキャンプ参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について補償金及び見舞金を支払います。

■個人情報取扱について

当法人は、キャンプ契約に基づく業務遂行、プログラム実施上の資料、プログラム実施上の連絡、当該プログラム次回募集の告知、及び YMCA 主催又は関係団体主催の催し物の告知での利用を目的とし、参加者から個人情報を取得します。取得した個人情報は厳重に管理し、その管理を第三者へは委託しません。

■プログラム参加中の写真について

プログラム参加中に撮影された写真は、パンフレット、web サイト、SNS 等に使用される場合があります。使用を希望されない場合はお申し出ください。

■キャンプ条件・参加費の基準

このキャンプ条件は、2020 年 4 月 1 日を基準としています。また、参加費は 2020 年 4 月 1 日現在有効な運賃・料金・規則を基準として算出しています。

■旅行企画・実施

公益財団法人東京 YMCA（東京都知事登録旅行業第 2-7620 号・全国旅行業協会正会員）
東京都新宿区西早稲田 2 丁目 3 番 18 号 日本キリスト教会館 6 階
総合旅行業務取扱管理者 諏訪治邦

旅行業務取扱管理者とは、このキャンプを取り扱う申込先での取引の責任者です。キャンプの契約について担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。